

～介護サービスを受けるには？～

私たちの事業所では、介護状態にあるご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう事業者や関連機関との連携調整やその他の便宜の提供を行っています。

では介護サービスが必要になったとき、どのようにすれば良いのでしょうか。

相談する

町の健康福祉課高齢者係や地域包括支援センターへ相談しましょう。

場所は・・・棚倉町保健福祉センター内

電話は・・・健康福祉課高齢者係 33-7801

棚倉町社会福祉協議会地域包括支援センター 33-7811

現在の日常生活の様子を確認させていただきながら、手続きについてご案内いたします。

申請する

介護サービスの利用を希望する方は、町の健康福祉課高齢者係に介護保険申請書の提出が必要になります。窓口にある申請書に氏名や住所のほか、主治医などの必要事項を記入してください。

対象となる方や持ち物については、下記の表をご確認ください。

対 象 者	受 給 要 件	持 ち 物
65歳以上の方 (第1号被保険者)	要介護（要支援）状態	介護保険被保険者証
40歳から64歳まで (第2号被保険者)の医療保険加入者	要介護（要支援）状態が、加齢に伴う 疾病（特定疾病※1）による場合	医療保険の被保険者証

※一般的に65歳以上に多く発症する病気ですが、65歳に満たない年齢層でも発症が認められている16の病気をさします。（がん末期、関節リウマチ、初老期における認知症など）詳細についてはお問い合わせください。

また、申請する際は、対象となる年齢によって、受給要件や持ち物が異なりますのでご注意ください。申請後、実際にご本人の心身の状態を確認するための「認定調査」が行われることになります。